

スマイルたまの！応援寄附金(ふるさと納税)返礼品募集要項

1 目的

ふるさと納税制度の活用により、玉野市の魅力発信、地元特産品等のPR及び地域産業の活性化を図るため、市外在住の寄附者に対して贈呈する商品やサービス(以下「返礼品」という。)を提案する協力事業者を募集することを目的とする。

2 協力事業者の要件

協力事業者は、以下の要件を全て満たさなければならない。

(1)代表者等が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当する者(※1)でないこと。

(※1)・契約を締結する能力を有しない者

・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号の規定に掲げる者

(2)電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有していること。

(3)玉野市内に事業所、工場等がある事業者にあつては市税の滞納がないこと。

(4)その他各種法令を遵守して事業を行うこと。

3 返礼品の要件

返礼品は、以下の要件を全て満たさなければならない。

(1)本市の魅力や特産品のPRにつながるものであること。

(2)返礼品の原材料の主要な部分が玉野市内で生産されたものであること、又は、返礼品の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分が市内で行われていること。

(3)返礼品の品質及び数量は、常に安定供給が可能であり、品質管理体制が整っていること。

ただし、期間限定、季節限定、数量限定であっても、事前に市との調整ができれば可とする。

(4)飲食物の場合は、寄附者の元に到着後、概ね5日以上のお賞味期限が保証されること。

(5)サービス等の場合は、市内で体験、提供されるものであり、寄附者との連絡調整が十分行える体制であること。

4 提案方法

返礼品を提案する事業者は、以下の資料を提出するものとする。

(1)会社概要

(2)返礼品の概要がわかる資料(パンフレット等)

5 選考方法

本市において、事業者からの提案内容を総合的に審査し、適当と認めた場合は、協力事業者及び返礼品を採択するものとする。

6 協力事業者の役割

返礼品の採択が決定した協力事業者は、以下の役割を担うものとする。

- (1)本市がふるさと納税事業を実施するために指定している事務委託業者と契約を締結する。
- (2)協力事業者は、事務委託業者の求めに応じて、会社概要、返礼品の画像及び説明、発送期間等の情報を提供する。
- (3)事務委託業者から返礼品の発注があり次第、返礼品の手配、梱包、発送の手続きを行う。
- (4)返礼品に関する寄附者からの問い合わせや苦情には真摯に対応し、解決に努める。
- (5)その他、本市及び事務委託業者がふるさと納税事業を円滑に実施できるように協力する。

7 個人情報の保護

協力事業者は、個人情報の取り扱いについて、玉野市個人情報保護条例（玉野市条例第3号）及び関係法令を遵守するものとし、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。ただし、返礼品の発送時にパンフレット等の販促物を同梱することは妨げない。

8 その他

本市は、既に決定した返礼品及び協力事業者が、本要項に定める募集要件に該当しないと認めたときは、その決定を撤回することができる。

問い合わせ・提出先

玉野市財政部財政課

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号

電話番号 0863-32-5569

FAX番号 0863-32-5507

メール furusato8510@city.tamano.lg.jp